

防府市部活動改革推進協議会運営要綱

令和4年1月27日制定

(主旨)

第1条 この要綱は、防府市部活動改革推進協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 段階的な地域移行にむけ、防府市立中学校の部活動において生徒にとって望ましいスポーツ及び文化・芸術活動の機会の確保と、学校の働き方改革を踏まえた教師の負担軽減を支援する体制の構築に資するため、防府市部活動改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 地域部活動に向けた体制づくりについて協議する。
- (2) 地域部活動のクラブ運営方法について協議する。
- (3) その他、目的達成に必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる防府市教育委員会が指定する機関及び団体等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

- 2 協議会の委員は、構成団体から選出された者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合においては、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、防府市教育長をもって充てる。副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、防府市教育委員会教育部学校教育課に
防府市地域部活動クラブ管理事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、
会議において定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1（構成団体）

防府市小学校校長会
防府市中学校校長会
防府市小学校体育連盟
防府市中学校体育連盟
防府市中学校文化連盟
防府市小学校 P T A 連合会
防府市中学校 P T A 連合会
防府市スポーツ協会
スポーツ少年団指導者協議会
スポーツ推進委員連絡協議会
総合型スポーツクラブ防府
防府市文化協会
防府地区吹奏楽連盟
学識経験者
防府市文化スポーツ観光交流部
防府市教育委員会教育部